

第十五回国会
衆議院

農林委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号

(二五九)

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

農林委員会

委員長 坂田 英一君

理事 野原 正勝君 理事 平川 篤雄君

理事 井上 良二君 理事 足鹿 覺君

青木 正君 秋山 利恭君

大島 秀一君 高見 三郎君

中馬 辰猪君 金子與重郎君

高倉 定助君 高瀬 傳君

川俣 清吉君 中澤 茂一君

芳賀 貢君 中村 英男君

大蔵委員会

委員長 奥村又十郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳滿君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

理事 佐藤 次郎君

上塚 司君 西村 茂生君

西村 直己君 三和 精一君

加藤 高藏君 笹山茂太郎君

中崎 敏君 吉田 正君

小川 豊明君 久保田鶴松君

坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官(銀行局長)

(銀行局長)

農林事務官(農林局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局特殊金融課長)

農林事務官(農林局金融課長)

農林中央金庫副理事長

江沢 省三君

農林中央金庫理事 更級 学君

農林委員 難波 理平君

農林委員 岩隈 博君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

農林委員 藤井 信君

第六章 補則(第三十二条—第三十四条)

第七章 罰則(第三十五条—第三十七条)

附則

第一章 總則

第一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(法人格)

第二条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を東京に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、農林漁業金融通特別会計の廃止の際におけるその資産の価額から負債の金額を差し引いた額と第三十二条第五項の規定により、政府の米国対日援助見返資金特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、農林漁業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(法人に関する規定の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に、役員として、總裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 總裁及び監事は、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 總裁、理事及び監事は、再任されることができる。

3 總裁、理事又は監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事項)

第十二条 左の各号の一に該当する者は、總裁、理事又は監事となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

(役員の兼職禁止)

第十三条 總裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

目次

第一章 總則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十四条)

第三章 業務(第十五条—第二十一条)

第四章 会計(第二十二—第二十八条)

第五章 監督(第二十九条—第三十一条)

農林漁業金融公庫法案

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

農林漁業金融公庫法

(代理人の選任)

第十五条 総裁は、公庫の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することが出来る。

(職員任命)

第十六条 公庫の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 公庫の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範圍)

第十八条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、農業(畜産業及び養蚕業を含む)、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人(以下「農林漁業者」という。)に対し、左に掲げる資金の貸付の業務を行う。

- 一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金
- 四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金
- 五 漁業施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
- 六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
- 七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
- 八 前各号に掲げるものの外、農

林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

2 前項各号に掲げる資金の貸付の利率、償還期限及び据置期間は、別表の範圍内で公庫が定める。

3 公庫は、第一項に掲げる業務の外、第三十二条第一項及び附則第六項の規定により承継した権利義務並びに第三十三条の規定により譲り受けた債権の処理に關する業務を行うことが出来る。

(業務の委託等)

第十九条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他の金融機關に対し、その業務の一部を委託することが出来る。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機關(以下「受託者」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、公庫の貸付に係る債権につき、債務の保証をすることが出来る。

(業務方法書)

第二十条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付に關する業務の方法

二 業務委託の基準

第二十一条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

(事業計画及び資金計画)

第二十一条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第四章 會計

(予算及び決算)

第二十二条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する會計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する會計については、政令で定める。

(借入金)

第二十四条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機關から外貨資金の借入をすることが出来る。

融機關から外貨資金の借入をすることが出来る。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることが出来る。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することが出来る。

4 第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用等)

第二十五条 公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付)

第二十六条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することが出来る。

(會計帳簿)

第二十七条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(會計検査院の検査)

第二十八条 會計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る會計を検査することが出来る。

第五章 監督

参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員解任)

第三十条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。

一 この法律、この法律に基く命令又はこれらの法令に基いて主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十一条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

但し、受託者に対しては、当該委託業務の範圍内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(日本開発銀行からの農林漁業者に対する貸付に係る債権等の承継)

第三十二条 日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計及び復興金融公庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権並びに日本開発銀行の農林漁業者に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第四十九条の二第二項の規定による同特別会計の日本開発銀行に対する貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当するものが、その承継の日において日本開発銀行から同特別会計に返済されたものととし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、第二十四条の規定にかかわらず、その承継の日において同特別会計か

ら公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行が復興金融公庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が行った農林漁業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第二十四条及び日本開発銀行法第十八条の規定にかかわらず、その承継の日において、日本開発銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利子を支払わなければならない。

5 第二項の規定による政府の貸付金、政令で定めるところを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の米国対日援助見返資金特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

(農林中央金庫からの債権の譲受)

第三十三条 公庫は、第十八条の規定にかかわらず、農林中央金庫が行った農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金の貸付に係る債権のうち主務大臣の指定するもの及びこれに附随する権利を譲り受けることができる。

(主務大臣)

第三十四条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

第三十五条 公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第二十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第八項から第十項まで及び附則第二十項の規定

は、公庫の成立の時から施行する。

2 主務大臣は、設立委員会を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

4 総裁が前項の事務の引継を受けたる日において、総裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 農林漁業資金通法(昭和二十六年法律第五号)に基く資金の融通に関し、公庫の成立の際現に国が有する権利義務(農林漁業資金通特別会計の資金運用部及び米国対日援助見返資金特別会計からの負債を含む。)は、その時に公庫が承継する。

7 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継の際における農林漁業資金通特別会計の資産の価額から負債の金額を差し引いた額(資産及び負債の評価の方法については、第四条第二項の政令の定めるところによる。)が政府から公庫に対して出資されたものとする。

8 左に掲げる法律は、廃止する。

一 農林漁業資金通法

二 農林漁業資金通特別会計法(昭和二十六年法律第六号)

9 農林漁業資金通特別会計における昭和二十六年及び昭和二十

七年度の予備費の支出、決算その他会計に関する事務については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号を次のように改める。

六 農林漁業公庫を監督すること

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「農林中央金庫」の下に「農林漁業公庫」を加え、第八条第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三及び十四 削除

12 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び住宅金融公庫を」住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫に改める。

13 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫」に改める。

14 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

15 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ四及び第二号ノ五をそれぞれ第二号ノ五及び第二号ノ六とし、第二号ノ三の次に次の一号を加える。

二ノ四 農林漁業金融公庫自己

ノ為メニスル登記又ハ登録

16 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ三を第五号ノ四とし、第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三 農林漁業金融公庫ノ発

スル証書、帳簿

17 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号及び第七百四十三号第三号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

18 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

19 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

20 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業金融公庫」を別会計、「割る」。

別表

貸付金の種類	利率の最高償還期間	据置期間
一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 七 分 十 五 年 五	年
二 造林に必要な資金	年 七 分 二 十 年 五	年
三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年 四 分 五 厘 二 十 五 年	年
四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年 八 分 十 五 年 二	年
五 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年 七 分 十 五 年 三	年
六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年 八 分 十 五 年 五	年
七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年 八 分 十 五 年 一	年

八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

○野原委員 農林漁業金融公庫法案の提案理由を、すでに農林委員会が済ませておりますが、御参考までに申し上げます。

わが国経済の自主体制を確立するためには、食糧増産を目的とする農林漁業生産力の早急な拡大強化がその基礎をなすものであり、しかして農林漁業の生産力の拡大強化をはかるためには、これが基本的施設に対し、積極的資金を導入することが刻下の急務であることは言をまたないところであります。

しかるにかかる資金は、農林漁業の特質にかんがみ長期かつ低利であることを要するため、一般金融機関の融通にまづことは困難であり、国家資金による政策的金融を行う必要があるものであります。かかる要請に應ずるため、昨年農林漁業資金金融通特別会計が設置せられ、これによつて昭和二十六年度百二十億円の融資を行い、さらに本年度は二百億円の予算をもつて融資が行われつつあり、この制度が農林漁業の生産力を拡大強化する上に果しつつある役割はまことに大きいものであります。

が、今後食糧増産計画の積極的な推進とともに、ますます増大せらるべきこの資金の適正かつ円滑な運用を将来にわたつて期する上には、なお二、三の検討を要すべき点があるのであります。すなわち、この特別会計において当初予想した資金量に比し、実際の資金量は国内食糧増産の緊急当面の要請にこたへ、はるかに上まわるに至つたため、現在の人員をもつては、この業務の円滑な処理はとうてい困難であると考えられるのであります。また貸付決定の実質上の責任者ないしは事務に当るものが公務員であり、その地位を長期間固定することが実質上困難であるため、長期貸付の決定の責任の所在が不明確になるおそれがある点、また政府の直接貸付にかかる国の債権であるため、財政法の規定により債権の保全が形式的にはきわめて厳重な一方、実質的には金融業務に本来必要とされる機動的な処理を行ひ得ないため、かえつて管理回収業務の円滑な運用を期し得ない点等、単に特別会計の機構人員を増加したのみでは解決し得ない問題が多々存するのであります。

以上の諸点にかんがみまして、きわめて重要なこの農林漁業長期融資の取扱い機構としては、独立とともにますますその緊要性を加え、資金量も今後いよいよ増大せらるべきこの際において、新たにこの融資を目的とする恒久的な独自の政府機関として農林漁業金融公庫を設置し、もつて農林漁業長期資金の適正円滑な運用に遺憾なきを期せしめたいと考えるのであります。これが本法案を提案した理由であります。次に、本法案の概略を御説明申し上げます。まず、農林漁業に対する長期低利資金の融通を目的として農林漁業金融公庫を設置し、これを法人とするのであります。これが資本は金額を政府出資とし、農林漁業資金金融通特別会計から承継する資金をもつてこれに充てるのであります。

業務につきましては、従来の農林漁業資金金融通法による融資対象のほか、さらに災害復旧の場合に限り個人施設をも対象として貸付を行うものと、貸付決定以外の業務につきましては、農林中央金庫その他の金融機関にこれを委託し得るものとしております。

貸付利率、償還期限及び据置期間の限度はおおむね現行通りと定め、その範囲内における貸付条件の細目等、業務の方法、事業計画等の主要事項については、主務大臣の認可を要するものと、行政との密接な関連を保持せしめることとしております。

役員については、総裁及び監事は政府任命とし、理事の任命についても主務大臣の認可を要するものとしております。

会計については、公庫の予算及び決算に関する法律の定めるところによるものと、大体国の予算及び決算に準じた取扱いをするものとし、利益金を生じた場合は全額を国庫に納付するものとしたしております。

なお公庫は政府から借入をし得るものと、今後の政府の追加出資とともに貸付の財源とし得ることとし、さらに外貨資金の導入をはかり得る道を設けている次第であります。

以上が法案の内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

と申しますか、貸付の決定以外の業務

計から承継したもの、復金から承継し

あたり今お聞かせいたきました点に

んにかかると存じております。

ありましたけれども、これはだんく

と目がたつと、おそらくその百人が一
百人になり三百人になつて、相当大き
なものになるだろうと思うのでありま
す。ことに總裁という名刺をこしらへ
ますと、たぐさんの部下をこしらへな
いと名刺の威厳がないということにな
ると思います。そうなるかどうかとい
ふことになるかということを考えますと、わ
れわれの考えております長期、低利と
いう定義がどこかに行つてしまうのであ
るはないかという気がしてならぬのであ
ります。そこでこれからのこの公庫が
できた後における資金源は、全部ただ
の利息である一般財政の方からお出し
になるのかどうか、どういう御方針で
あるのか、その点をひとつお尋ねした
いと思います。

○小倉政府委員　ただいまのところ昨年度と本年度と合せまして三百三十億ものど扱わないものというふうに区別しますと、利子を払わなくてよろしいものが百五十億、払わなければならないものが百七十億、かよになつております。特別会計のときに考えたわれわれの大体の考え方は、ほぼ半々というこで、現在特別会計法できまつておりまして、それに基いてやつておる各種の事業における利子の収入によつてまかなつて行けはしないか、かように考えております。従いまして半々に申しますと、現状において多少借りるものが多くなつて、特別会計としても少し締まらなければならぬのであります。大局から申しまして、大体半々ということならば、長期低利という御要望にも沿ひ、また特別会計ないし公庫といひしましても、ほぼ収支がとれて行くと考えておるのであります。

○内藤(友委員) これはその場になつて見なければわからぬのでありますけれども、どうもそうならないのではな
いかと思います。そこで私小倉さんにお尋ねしたいのは、なぜ農林漁業資金としての今までの特権をお捨てなさるのか。と申しますのは、現在この特別会計の仕事をやつておるのは国費でやつております。なるほどあなたのとこ
ろの特別融資課、それから河野さん
のところの特殊金融課は人手が足らぬで
お困りかもしれませんけれども、これ

はふやしたらよいじやないですか、だれもふやすなと言つてない。どん／＼おふやしになつたらよろしい。あるいは提案の理由の中にも、実質上の責任者ないしは事務に当るものが公務員であり、その地位を長期間固定することが実質上困難であるため、ということを書いてありますけれども、困難であるのならば困難でないようにもできる、どうにでもできる。また、財政法の規定によつて債権の保全が形式的にはきわめて嚴重だ、と書いてありますが、財政法を改めればよいのです。これだけは財政法を改正してよいぐあいにやればよい。だから私は、こういう總裁とか理事だとか監事だとか、自動車に乗りまわして歩く人種をまた新しくこしらえないでも、現在やつておるものを支障のないようにい／＼改めて行けば、国費でまかなつておるのでありますから、農林漁業資金の低利ということがちゃんと保証づけられるのではないかと思うのでありますが、局長は今まで一生懸命になつて確保されたその既得権を、どうしてみずから御放棄なさるのか、そのお心持を率直にお伺いしたいと思うのであります。ま

さか局長は農民の敵じやないと思うの
でありまして、農民の味方だと思ふの
であります。味方である局長が、み
ずから今まで持つておつた既得権を御
放棄なさるのか。財政法が都合悪けれ
ば財政法を改めたらよい、職員が足ら
ぬのなら職員をふやしたらよい、だれ
もふやすなとは言わぬのです。またそ
の地位を長期間固定することに困るな
らば、困らないようにいくらでも直せ
ると思ふのであります。局長の御所
見を承りたい。

○小倉政府委員 特別会計でやつておりますから、長期低利ということにつきて、特別に特権を持つておるといふことでは必ずしもないと思ひます。その点は公庫にいたしても、特に利率を上げなければならぬとか、償還期限を短縮しなければならぬという差異は出て来ないと思ひます。なぜ公庫にしなければならぬかということになりますと、非常にむづかしい議論もあるかと思ひますが、何しろ金融業務でございますから、役所が直接やることよりも、特別の機関で獨立してやつた方がよろしいということが、やはり根本でありまして、それによつて従来の考え方が、特に貸付を受ける側から見て、不利になるといつたようなことがあつてはならないし、またないように運用して行きたい、かように思ひます。

○内藤(友)委員 特権という言葉は悪いかもしれませんが、既成事実を一つの権利みたいに考へておられるからそういう言葉を使つたのであります。とにかく現在はあるあなたの方の特別融資課の皆様方はお忙しくて、私も時折はお部屋に伺うのであります。お気の

毒千万だと思つております。だからといつてこういう自動車を乗りまわして歩くような総裁を置いておく公庫なんというものは、一足飛びにつくる必要はないと思います。だから農林漁業者から申しますれば、政府がいろいろ／＼なように持つて行くことが、農林漁業者に対する一番忠実な考え方じやないかと思うのでありますが、どうもその点が私にはわからないのであります。従つて私は野原さんがお述べにな

つた理由というものは、その根底が薄弱だと思ひます。だからこういふふうなことを野原さんが申されましたならば、それはだめです。人をふやします、また責任の問題もちゃんと整えます、財政法も改めて支障なくやりますというのを、局長はなぜ野原さんにおつしやらなかつたのかと私は思うのであります。私の考えが間違つておるかどうか、もう一ぺん伺ひたいと思います。

○小倉政府委員　特別会計でもちろんいろいろ仕事をやるわけでありまして、人件費、事務費等も必要であります。それが、それは一般会計から繰入れる、一般会計で負担するということではなくて、やはり特別会計の収入でもつてまかなつて行くということになつておりますので、その点は公庫になりましても突はかわりないと思ひます。もちろん御指摘の通り、特別会計で少い人員でやつておりますので、いろいろ御迷惑をおかけしており、また役所の仕事でありますので、他省との関係もございまして、そういう折衝の仕事もありまして、多少複雑になつておるのであります。公庫になりますればその点

は相當簡素化されはしないか、そういうことは十分に期待できるのであります。従いましてそういう点から申しまして、役所の中の一部局で小さくやつておるといふことよりも、公庫としてこの仕事をさらに能率的に迅速に取運ぶことができるようになる方が望ましいのではないか、かように存じております。

○内藤(友)委員 実は私こういうことを申し上げたのは、これからお尋ねすることに関係するので申し上げたのでありますが、これは少し行き過ぎた考えかも知存じませんが、これからこの公庫に流す資金なるものは、資金運用部資金その他の資金源で充てる、こういうことになるのだから、農林省はこういう特殊機関をこしらえてやつて行くという下心があるのではないかと私は想像するのであります。と申しますのは、今日まで三百二十億のうち八十億が一般会計から出るのであります。これは無利息のものであります。これは政府でやればよいと思ひます。もちろんこれは政府の税金でつた金でありますから、政府の職員がやるべきだ。ところがこの考え方を捨てて、政府と別個の責任者にやらせるといふことは、もうこれからはただの利息の金は流さないぞというような下心があるのじやないかというように考えられるのであります。それは一体これからどうなるのでございますか。ことにこれからの日本の財政というものをながめてみますと、今度国民金融公庫に一般会計から三十億を流すようですが、あるいは今後いろいろな公庫に幾ら流す、その他に幾ら流すというようなことをだん／＼少くして行く傾向

○小倉政府委員 資金源につきまして、公庫ができましたれば、従来的一般會計からの繰入れは減少いたしましたして、借入金に仰がなければならぬという心配はないかという御指摘でございますが、これはもちろん公庫をつくりまして、これから主として借入金をもつて資金源にするというような積極的な意図はないことは申すまでもないと思います。私どもの方針といたしましては、今後とも大体借入れと繰入れとは半々ぐらいにやつて行きたい、その点につきましてはかわりはないのであります。ただそのときのいろいろ財政上の都合もございまして、必ずしも半々ということに今までなつておりませんけれども、今後ともそういう方針でやつて行きたいということは、公庫ができました後にでもかわらないつもりであります。

○内藤(友)委員 実は私どもは国民金融公庫の実情を見ておるのであります。国民金融公庫は、大体一般財政か

らの資金と借入金の半々でやつておりますが、そこで最終利率は一割二分である。それで公庫の總裁のお話を聞きますと、事務費が足らぬので非常に困つておる。もちろんあそこは各府県に支所もありまして、相当事務費もかさんでおるようでありますけれども、ことにこの法律には「従たる事務所を置くことができる。」ということまで規定してあるのでありますから、總裁という名刺を刷りますと、至るところに支所をこしらえて、ずつと大名行列をしたい氣持になることはわかりきつておる。そうなりますと、別表に最高利率をきめてありますけれども、はたしてこの通り行くかといいますと、私はな

とはできないということをびしやつとお書きなさい。それから費用でも、全体の幾らを費用にするかということが書いてあれば安心できますけれども、そうでない限りは、現在の国民金融公庫の実情から見しても、最終利率は一割二分である。そんな高い金を農村に流したら農村はたいへんなことになると思うのでありますが、そういう意味におきまして私はこれはとんでもない法律が出て来たと思う。

そこで私は局長にお尋ねしたいのは、あなたの方にもいろいろの御不満な点があると思いますが、私どもこれはせつかく出たのだから、何とかひとついいものにしたいと思うのであ

いと思ひますから、その点委員長はよくおとりはからい願ひたい。今日は田いつきだけ質問いたしました。今日ももう少し法案の内容につきまして、いろいろと農林当局にお尋ねしたいと思ひますから、委員長においてしかるべくおとりはからいのはどを御希望申し上げておきます。

○坂田委員長 私から申し上げますが、本案は即急に皆さんの御審議を願ひたいと思つておるのでありますけれども、質疑等については十分ひとつづつ話し合ひを願つて、これを参考にして農林委員会にかけて決定して参りたい、こういうふうな考えておりますので、ひとつ十分御質疑を願ひたいと思ひま

すので、公庫にいたしましては、その程度に人員がありますれば、貸付の点につきましても中央機関として十分でなからうかと考えておるのであります。

○吉田(正)委員　そうしますと百名の
上に總裁ができ上る、えらい總裁を
にしておるわけですが、中央の非常
大きなものは百名といたしまして、
府県とか町村関係はどうなるので
すか。

○小倉政府委員　これはこの法案には
現われてない点であります、公庫が
できました上でどういうように業務
やり方をして行くかということにか
かるのでありまして、今われわれが

○小倉政府委員

法文に現われておりますのは、ただいまの特別会計とはほぼ同じように、業務の一部を農林中金その他の金融機関に委託することができるといふことであります。ただそれをもう少し積極的に、御説のように規定ができないかというものであります。法律に規定して規定できないことはもちろんないと思ひますが、金融業務につきましては、やはりある程度弾力的な仕事の運営を考えておくのがよろしいではないかというところで、現在考えておりますような行政方針に沿つた制限的な規定を設けることまでは考えておりません。しかしながら、法案の通過あるいはその直後についてはどうか知らないが、そのあと全国的に支店網をつくるというたようなことが必然的に起りはしないかという御心配であります。この点は、もしそういうことを考えるとしますれば、何しろ農山漁村の団体ないし個人に全国的に貸付仕事でございまして、たいへんな量になるのでございまして、系統金融機関の既存の組織制度と無関係に考えるわけには参りませんので、公庫が発足したからといって、公庫独自でもつてそういう組織網を拡充することは、実際問題として不可能に近いことではないかと思つております。万が一そういうことが、この資金の性質から見てもよろしい、あるいは農業金融全体から見てもよろしいといったような場合には、中金、信連との関係も考慮して、特別の措置を講じた上でいたさるべきでありまして、公庫の運用といったようなことでそういうことをいたすべきではないというふうに考えておるのであります。

○吉田(正)委員

小倉さんの趣旨はよくわかるのですが、そうしますと第九条の「農林中央金庫その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができ」とこの「一部を委託することができ」というのは、この公庫ができ上りますと、結局場合によつては一貫した一つの貸付機関として地方までやるという含みがあつてつくつたようにも考えられる。そういう誤解を解くためには、「委託する」ということにきめたらどうか。と申しますのは、この公庫ができまして、内藤君が今言つたように、金利が非常に高くなる。これはきまつてゐるのです。そして現在国民金融公庫の実情を見ましても、非常に金利が高くて、しかも職員が、月給が安くて困るから上げてもらいたいというふうなことを言つて来ている。そういう現状から考えてみまして、やはりこれは最末端府県その他といふものが、農林中央金庫その他の機関に対して一切業務を委託するというにしまして、そしてあくまでも低金利でもつてやつて行くように守るべきではないかと思ふのです。これは商工金融と違つて、小倉さんが一番御存じのことなんでしょうが、農村に対する金融といふものは、金利が高かつたら問題にならないことは御承知の通りなんです。しかも食糧増産を敢行しようといふことでこの法律をつくられるのですから、そういう観点からいいますと、事務の簡素化といふことは非常に大きな問題になるのです。それを、一ぺんこれを通してしまひまして、そしてこれが膨大な組織になつたらたいへんなことだと思ふのです。その点につきまして、業

務の一部を委託することができるといふのは、公庫の總裁なら總裁になつた立場からいいますと、これはひとつ大にやろうじやないか、ひとつ公庫の拡大強化のためにやろうじやないかといふことがまた出て来ると思ふのです。そういうことになるといふへんで、やはり一番心配しますのは、資金が低利でないと農村が復興しないことはあたりまえですから、あくまでも事務の簡素化といふことから考え願つたらどうか。そういう意味で十九条を「委託する」といふふうにかえられないか、あなたの御趣旨に合うようにかえたらどうかと思ふのです。

〔坂田委員長退席、奥村大蔵委員長着席〕

○小倉政府委員

この十九条の規定は、経過を申しますと、現在の資金融通法そのまゝを踏襲してあるのであります。一部と書いてございまして、貸付の決定は公庫がやる。決定まで委託するといふことはなく、むしろ貸付を除くといふ趣旨のものであらうと思ふのであります。従いましてこの規定は、貸付を除いた業務の委託ができるという能力を公庫に与えておる。本来ならばみずからやるべきことでありますけれども、委託ができるということでもつてそういうことの趣旨を鮮明にしておるだけでございます。この規定を利用いたしまして、一部だから、しかもできることであるから、大部分は公庫みずからやつてよろしいのだといふことももちろんありますけれども、そういう方針で公庫が業務を運営するといふことは、実は考えておらないのであります。その点は公庫がも

ちろん関係の金融機関との協調をはからなければならぬ点でありますし、また役所といたしまして、業務方法書の認可といったようなことを通じて、公庫が独自でもつて、みずから営むべき業務をいたすに拡大することがないように措置ができると思ひております。

○吉田(正)委員

私大分これを苦にしてゐるのですが、法律にそういう意味のことがはつきり出ておりませんと、御説明になつたことは、小倉さんは法律をつくつたときはそういう趣旨だつたといふだけの話であつて、法律には何もない。附帯決議をつけると、これまた問題にならない。金融機関がむやみに「た」といふ農林中央金庫にはその系統機関がある。しかもここにまた新しい公庫ができ上る。これがまた窓口を広げて行くといふことになりまして、そのために金融が混乱する。そういうような点から考えまして、この十九条の問題は重大な問題だと考えております。だからおつしやる趣旨がはつきりするように法文で考えられたらどうかという希望を私は申し上げるのです。これは希望でなしに要求するわけですから、これについてはあとでまたお願いするわけですが、

○小倉政府委員

公庫が担当すべき金融面と農林中金等が担当すべき金融面とに混乱が生じはしないかという御心配でございますが、この点につきましては、こもつともの御心配と思ひますが、私どもはかように考えております。御承知の通りこの公庫の前身であります現在の特別会計によりまして融通をいたして、おります資金の性質は、長期低利といふことになつておりますが、実質的に申しますれば、非常に指導的な意味が強い、あるいは政策的な意味が若干加味されておる資金でございます。中金がたとい長中期の資金といひましたとしても、政策的金融といふことであつてはならないので、本来の金融業務ないしは指導的な金融業務といふことに限るべき性質のものであらう、かように思つております。従いまして全面的に政府資金に依存し、また政策的な意味合いの強い長期低利の資金はこの公庫のルートを通じてまかない、その他の組合金融、あるいは中金として独自の担当すべき分野は従来通り中金がやつて行く、かように考えております。

○吉田(正)委員

つまり政策的な長期の低利資金を目的としてこれをやる、こういうような意味なんですけれども、借りる方の立場になりますと、これが政策的であるかどうかということはおわかりません。しかも一番問題になつておられますのは、この長期低利の資金を貸しつばなしでなしに回収しなければならぬ。回収するといふことになつて参りますと、たとえば米の販売代金とか、また木材の収入とか、そういうものによつてやる。つまり短期の資金もこれを回収して初めて完全な回収ができると思ひます。従つて末端の組織はあくまでも別にせず一緒にできるのじやないか。つまり窓口を一緒にしてやつて行くという原則を確立

すべきじゃないかと考えるわけであり
ます。そうでなく、二本建てやつて行
きますと、結局貸しっぱなしのものが
非常に多く出て、回収に非常に困難な
面が出て来る。従つてあくまでも農業
経営の一環としてこれを考えて行く。

そうして長期の低利資金に対してこれ
をだん／＼と回収して行きます面にお
いては、売上げ代金その他とからみ合
わしてやつて行くという関係から、や
はり農村金融というものは、末端はあ
くまでも一本で行くべきであるとい
うように考えるわけでありますが、それ
に対するお考えを伺いたいと思いま
す。

○小倉政府委員 御趣旨のように、末
端はできるだけ一本がよろしいと私ど
もも存じております。従いまして公庫
ができましたも、その業務、特に末端
業務につきましては、従来通りのやり
方で金融機関に委託して参りたい、か
ように存じておるのであります。

○吉田(正)委員 そうしますと、やは
り事務所の問題なんです、事務所も
やはり各地に置くことができると思
うのですが、そういうものを削つ
たらどうかと思ひます。もしこの法案
を通すということになれば、やはり今
申し上げたような諸点を具体的に法案
の中に織り込むことが必要であると私
は考えるのであります。

もう一つの問題は、根本的に言いま
すと、やはりごやつかいでも政府の方
でぜひ人をふやしてやつていただい
て、あくまでも低金利を守つて行くこ
とが一番大事な点だと思ひますが、こ
れは法案を出すに、またこういうこ
とによらないで、従来の通りに欠陥を
補いながらやつて行くようにお考えを

願つたらどうかということをお願いいた
しまして、質問を打ち切ります。

○農林大臣委員 中崎敬君。

○中崎委員 まず金融機関の前提とし
ての問題についてお尋ねしたいのであ
ります。不動産に対する長期金融機関
はまだ十分に存在していないのであり
ますが、一体民間の金融機関等を含め
た不動産の長期金融機関に対しては、
どういふふうな考え方を持つておられ
るか、一応河野銀行局長に伺いたい
と思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げ
ます。今お尋ねの点は、単に農林金融
だけでなく、都市における不動産金
融も含めてのお話だと思ひますが、御
承知のように、農林金融を除きまし
た都市における不動産金融という意味
は、いろ／＼な意味に使われておりま
す。普通言われております厳密な意味
での不動産金融というのは、不動産自
体の収益でもつて返して行く金融で
ございまして、しかし厳密な意味でなく、
普通に言われておりますのは、不動産
担保金融、特に中小金融等におきまし
て不動産しか担保がない、これを担保
にして金融をつけるといふ意味におい
て、いわゆる不動産金融と言われている
と思うのであります。これらにつきま
しては、中小金融の一環として、不
動産担保金融というものが、あるいは
国民金融公庫においても、商工中金に
おいても、一つの大きな分野を占めて
現在行われているわけでありまして、
そのほか狭義の不動産金融につきま
しては、現在のところでは、たとえば住宅
金融公庫といったような、産業資金で
はないが、不動産自体を担保にして行
く金融機関があるわけでありまして、

そのほか十二月から新しく発足いたし
ました長期信用銀行におきましても、
産業資金でなく、いわゆる不動産金融
につきましてもこれをとり行つて行く
ような道を開いておるわけでありま
す。今後はこれらの機関が、もちろん
資金量等の点にもよりましうけれ
ども、資金に余裕のあります限りは、
これらの金融についてもできるだけめ
んどを見つて行くといふふうな指導方
針でやつておるわけでありまして、農
林金融面における不動産金融につきま
しては、土地とか山林とかいふものが
農林産業における一番大きな財産であ
りますので、農林漁業金融の主たる部
面は、やはり不動産を担保とする金融
になつて行くと思ひます。だた御指摘
の点もございしましたが、農地等につ
きましては現在担保の金融としてやや欠
けるところがあるために、これらの農
地を担保にする金融というものは、い
ろいろな関係でまだ十分には行われて
おりませんが、これは農業、農地政策
自体の基本的な考え方の問題にもか
つて来るのでありまして、そういうた
意図で戦争前に勸業銀行がいたして
つたような農地を担保にするいわゆる
事業資金の供給というものは、従来は
どほできなかったのか、それがた
めに今御審議を願つておりますよう
な、この農地担保にかかわる一つの政府
資金としての特別会計をつくり、今後
またこれを公庫の金融に切りかえて行
きたいといふふうな体制になつてお
るわけでありまして、

○中崎委員 次に、今回のこの公庫が
できまして、三百二十億円の金を運用
するといふ方向に行つておるようであ
ります。これは資金の面等における、
特別会計から公庫へのただ単なる切り
かえにすぎないといふふうに考えられ
るのであります。さらに今後これが相
当大幅に増額され、適正に運用される
ことによつて、初めてその目的は十分
に達せられると思つております。そ
うした今後の資金計画等について一
応の見通しをお尋ねいたします。

○小倉政府委員 公庫ができまして
なにかかわらず、現在の特別会計に
おきましても、御質問のような資金計
画があるべきはすのめでありまして、
私どもの考えはいたしましては、この
資金の最も大きな使途が土地改良そ
他の食糧増産の面にあるのでありま
して、この食糧増産の面につきま
して、初めは経済自立三箇年計画の一
環でありましたが、最近食糧増産五箇
年計画によりまして、補助事業ある
いは融資の事業、あるいは地元負担とい
つたようなことがおのずから加算して
参る部分が相当ございしますので、この
増産計画にマッチできるような資金計
画をつくりて行きたい、根本の建前は
さうにいたして行きます。二十八
年度につきましては、今申しましたよう
に、やはり計画に基礎を置きまして、
本年度の倍に当る資金が必要ではない
かというふうな方針で実は大蔵省の方
には予算の要求をいたしておりました。
その後の点につきましても、ほぼ同じ
ような考え方をもちまして資金の計画
がなされるべきものである、かように考
えております。

○中崎委員 これはきわめて重要な問
題でありまして、国の資金の需要度と
いふものは非常に大きな範囲にわた
り、広汎なものだと思つております。
その各方面においてきわめて要望
される資金の需要の中から、この面
も相当さいて行かなければならぬとい
う実情にあるのであります。今度は銀
行局長の方から、こうした金庫がかり
にできた場合においては、どういふ範
囲においてこの方面に新しく資金の提
供をされる用意があるが、また見通し
を持つておられるかということをお尋
ねいたします。

○河野(通)政府委員 農林公庫ができ
ましたあかつきにおきまして、現在ま
で特別会計その他に出しております資
金だけで、今後の農林公庫の運用をや
つて行くといふようなことは考えてお
りません。今小倉君からの話もありま
したように、財政の許します限りこれ
らの資金を十分につけて行くことは、今
後とも努力をいたしたいと思ひます。
ただ、現在来年度予算案の編成の過程
にありますが、財政全体の中で産業投
資にどの程度の資金をさくか、その産
業投資の中で農林漁業関係にどの程度
の資金をさらに充てるかといふこと
につきましては、現在いろ／＼検討を加
えておる最中でございまして、具体的
に見通しを申し上げる段階にまだ至つ
ておりません。私もいたしまして
は、できるだけ多額のものをこれらの
方面に投資できるように、財政の切り
盛りがされることを希望いたしてお
る次第であります。

○中崎委員 すでに特別会計において
三百二十億円のわくの範囲内ですべ
きものは出してあるし、今後まだその
うちにおいて余地のあるものは出され
るものと思つておりますが、それが
今の政府委員の方からの説明によりま
すと、次のこれ以上の融資といいま
すか、資金の調達の方途についてはまだ

形にたると思ふのでありませんか。またこれについて一、二幾らの手数料をお出しになる予定であるのか。また手数料がごくわずかであるとしても、七分から八分程度のもので、しかもそう大きな金を運用しないのになく、これは困難だ、こういうふうに考えておられる、結局こうした公庫を設けたとして

も、公庫の赤字というものが、やがて政府の一般の財政負担になるのではな

いかという懸念を持つておるのであり

ます。その点について小倉政府委員の

方から説明を求めます。

○小倉政府委員 たいまの特別会計

から金融機関に委託します場合の手

数料は、初年度と次年度以降、それか

ら金額によつて若干違つております。

たとえて申しますれば、一千万円未満

の貸付の金額につきまして、初年度

の平均は年三分であります。一億円以

上になりますと、初年度は三厘七毛五

糸ということになつております。こ

ういうふうな貸付の金額は初年度と次

年度とでかわつて参りますので、実績

を見てどの程度になるかということ

を判断する以外にないであります。が、

実績によりまして、ほぼ二分五厘程度

ではないか、あるいはもう少し下るか

もしれませんが、現在のところ手数料

は二分五厘ぐらゐと考へていいのでは

ないかと思ひます。

○中崎委員 二分五厘が高いか安い

かは別問題といたしまして、いづれに

しても二分五厘程度の平均の手数料を

払ひまして、しかも七分程度の低金利を

もつて長期貸付をするということは、

実際においてな／＼容易でないこと

ば、四分五厘しか入つて来ない。しか

も能率的な半官庁的な運営においても

経費の節減は容易でないと思ひのであ

ります。四分五厘程度の手取りの金利

では必ず無理が来ると私は思つてい

るのであります。この点について納得

の行けるような御説明を願ひたい。

○小倉政府委員 この公庫と特別会計

とはその点においては同じだと思ひま

す。現在の特別会計で申し上げま

す、委託機関は貸付金の二割の補償の

責任を持つてゐるのであります。従

ひまして先ほどの手数料と申しますの

は、受託機関の事務費ないし人件費、

それから二割の限度における危険負担

といつたものに相当してあります。そ

れ以外はいわゆる政府の責任になるわ

けであります。その手数料と利子と

の差も特別会計ないし公庫の収入にな

るといふことになつてゐるのであり

ます。

○中崎委員 先ほどの説明によります

と、農林中金の金はいわばコンマーシ

ヤル・ベースの上に運営されるのが建

前で、政策的な面と指導的の性格を持つ

ものだといふお説があつたのであり

まして、一応これは納得行くのであり

ますが、はたしてそうであるならば、当

然焦げつきというやうな回収不能な

ものが相当できて来る可能性はあると思

ひるのであります。これに對して、農林

と申すのであります。これをどうい

ふうに見ておられますか。

○小倉政府委員 たいまのところ特

別会計が発足いたしました。さほど年

数がたつておりませんので、貸付の回

収が非常に困難であるかといふ不能で

あるといつたやうな案件は見当らない

と思つております。もちろん将来そう

いふものが金融機関として、特別会計

であつても、公庫として発足いたしま

した場合には当然考えなくちやならな

いところでありまゝです。そういう

事態に備へまして準備金とか積立金と

いつた制度で対処して行きたい、か

うに考へております。

○中崎委員 今言われましたやうに、

低金利で運営しなければならぬやう

な關係上、そうした準備金、積立金さ

えもでき得ないやうな状態になるの

ではないかといふことを私は心配して申

し上げるのであります。低金利で、し

かもコストの高い運営においてはお積

立金ができるといふだけの余地がある

ならばいいのでありますけれども、そ

こにわれ／＼は大きな疑問を持つてお

るのであります。

それに関連してお尋ねするのであり

ますが、この法案の十八條の八号によ

ると、新しく個人への貸付の道が開か

れておるのであります。これは場合に

よつては新しい考へ方として一つの進

のであります。それに対して、こ

うした場合における運用上、いかにし

てその弊害の面を除去するかといふこ

とについて用意を持つておられるかど

うか伺ひたい。

○小倉政府委員 十八條の八号でござ

います。これは御指摘のやうに従来

なかつた項目でございまして、新しく

対個人の金融の道を開いたものであり

ます。が、これはここにも書いてあり

ます。従つては、災害復旧といつたやうな

事態のために特別に必要な資金であり

ます。従つては、災害復旧といつたやうな

事態に必要であるといふことを認定し、

指定したものに限りてやつて行きた

い。災害復旧といふ名によつてこれが

運用されることのないやうにいたして

おるのであります。またさうに運

用いたしたいと考へております。災害

が起りましたときに特別な安易長期の

資金が必要とされるのであります。起

つてから対策を立てるというのではな

かなか対策も立ちにくいので、あらか

じめこゝう規定を置きまして、将来

の不測の災害に対する資金の需要に充

てたい、こゝういう趣旨でできてゐるも

のと考へております。

○中崎委員 次にちよつと元に戻りま

して、この公庫の機構の問題であり

ますが、窓口は大體公庫の本社によつて

やられるといふことになつて思ひので

たる事務所を置くことができる。」とあ

りまして、各府県に置くやうなふうに見

えます。けれども、さうなことを考

えておるのではございせんか、一方

において公庫の事務を非常に敏速にや

れといふ御要望がございまして。さうな

りますと東京だけの事務所です。一体い

かどうか、大阪あたりにも一箇所ぐら

いに従たる事務所を置いた方が便利で

はないかといふ趣旨で現在までこゝう

規定があるわけでありまして、全国

的に各府県に事務所を置く、あるいは

ブロック／＼に事務所を置くといふや

うなことはこの規定は予想してあり

せんので、その点はさうに御了解願

ひたいと存じます。

○中崎委員 借入れ申込みの受付は、

たとえば中金を通してやられるとい

ふやうな場合には、中金の主たる事務

所に申込みしたらいいの、あるいは直

接東京の本社、あるいは将来できるで

あらうごく少数の支社といつたやうな

ところの申込みをすればいいの、そ

このところはこゝういふやうに運用され

ますか。

○小倉政府委員 公庫ができたあかつ

きにございまして、借入れの申込みは

中金の支所、出張所あるいは信用組合

の連合会といふことにならうと思ひま

す。

○中崎委員 最後にもう一つお聞きし

たいのですが、法案の二十四條に外資

を使うといふ規定があるのであります

が、それはどういふ形で外資が入つて

来ることを予想しておられるのか。

○小倉政府委員 この点は少し先走り

過ぎてゐるかもしれませんが、将来外

資がこの公庫を通じて農業の開墾上に

使われることもあり得ると考へまし

て。

○小倉政府委員 事務所につきまして

は、法律の規定としては「必要な地に從

つて、私どもは過去の経験から考へる

のであります。

○小倉政府委員 十八條の八号でござ

います。これは御指摘のやうに従来

なかつた項目でございまして、新しく

対個人の金融の道を開いたものであり

ます。が、これはここにも書いてあり

ます。従つては、災害復旧といつたやうな

事態のために特別に必要な資金であり

ます。従つては、災害復旧といつたやうな

事態に必要であるといふことを認定し、

指定したものに限りてやつて行きた

い。災害復旧といふ名によつてこれが

運用されることのないやうにいたして

おるのであります。またさうに運

用いたしたいと考へております。災害

が起りましたときに特別な安易長期の

資金が必要とされるのであります。起

つてから対策を立てるというのではな

かなか対策も立ちにくいので、あらか

て、そういう道を置いて置くということでありまして、さしあたりどういうルートでもつて、どういふものが入つて来るという予定があるわけではありません。

○中崎委員 われ／＼は外資については非常に敏感であり、歓迎する一面警戒もしている面もあるのですが、政府機関たるこの公庫に外資が直接入るといふ形はちよつと考えられないのであります。この点銀行局長はどういふふうに考えておりますか。

○河野(通)政府委員 お話の通り、ただいますぐ公庫に対して外資が入つて来ることは、早急には期待できないと思ひます。しかし御承知のように、日本開発銀行、日本輸出入銀行につきましても外資の受入れの制度はできているのであります。なおこの農林公庫につきましても外資が入ることを予定されておりますのは、おそらく国際復興開発銀行といつたような特殊の金融機関であつて、普通の商業金融機関からではないと思ひます。

○中崎委員 きようはまた法案の説明をしてもらつただけで、ほんの思ひつきだけの質問をしてみたのであります。これは各条についてももう少し研究してみても、質問すべきところは質問し、検討すべきところは検討しなければならぬと思ひますので、これできようは一応打ち切りますが、さらに質問することを留保しておきます。

○奥村大蔵委員長 本日はこれをもつて散会をいたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時散会

昭和二十七年十二月二十五日印刷

昭和二十七年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局